

障がい者虐待の理解と防止



障がい者福祉施設等で働くされている方は、
P10 の「5 障がい者福祉施設等で
働くされている方へ」を必ずご一読ください。

大阪市

発行 2024年（令和6年）4月

目次

1 「障害者虐待防止法」とは？	P1
2 障がい者虐待かもしれないと思ったときは	P4
3 どのような行為が虐待かを知る	P6
4 虐待のサインに気づく	P8
5 障がい者福祉施設等で働く方へ	P10
6 参考資料	P16
卷末 障がい者虐待の相談窓口	

このマニュアルにおける表記について

表記	正式名称等
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
障がい者福祉施設等	障がい者福祉施設及び障がい福祉サービス事業所

1 「障害者虐待防止法」とは？

障がい者の尊厳を守る法律

平成 24 年 10 月に、「障害者虐待防止法」が施行されました。

この法律は、障がい者の尊厳を守り、虐待を防ぐための法律です。

法の目的

障害者虐待防止法は、

- ① 障がい者に対する虐待の禁止
- ② 障がい者虐待の予防及び早期発見その他の障がい者虐待の防止等
に関する国等の責務を定めること
- ③ 虐待を受けた障がい者に対する保護および自立の支援のための措
置を定めること
- ④ 養護者の支援に関する施策を促進すること

を目的として掲げています。

対象となる人は

障害者虐待防止法の対象となる障がい者の定義は、

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。

この定義のなかには、障がい者手帳を取得していない人も含まれます。

3種類の障がい者虐待

障害者虐待防止法では、障がい者虐待を「養護者による虐待」、「障がい者福祉施設従事者等による虐待」、「使用者による虐待」の3種類に分けています。

●養護者による虐待

「養護者」とは、障がい者を現に養護する者であって障がい者福祉施設従事者等及び使用者以外の者を指し、身辺の世話や金銭の管理等を行っている障がい者の家族、親族、同居人等が該当します。

また、同居していないても、身辺の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合もあります。



●障がい者福祉施設従事者等による虐待

「障がい者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法に規定する障がい者福祉施設又は障がい福祉サービス事業等にかかる業務に従事する者を指します。

「障がい者福祉施設」又は「障がい福祉サービス事業等」に該当する施設は次ページの表のとおりです。



法上の規定	事業名
障がい者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者支援施設 ・のぞみの園
障がい福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、 重度障がい者等包括支援、自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、 自立生活援助、共同生活援助 ・一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターを経営する事業 ・福祉ホームを経営する事業 ・障がい児相談支援事業 ・障がい児通所支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援、医療型児童発達支援、 放課後等ティーサービス、居宅訪問型児童発達支援、 保育所等訪問支援

●使用者による虐待

「使用者」とは、障がい者を雇用する事業主又は事業の経営担当その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者を指します。



2 障がい者虐待かもしれないと思ったときは

もし、あなたが次のような場面に出会ったとき、どう思いますか？

事例①：隣の家から、毎日のように障がい者のAさんを叱る父親の怒鳴り声が聞こえてくる・・・。

あのお父さんはいつもがんばってAさんのお世話をしている。厳しくしているのも何か理由があるのだろう・・・。



事例②：あなたが働いている障がい者福祉施設で、入所者のBさんの太ももに大きなあざを発見しました。Bさんにどうしたのか聞くと「転んだ」と答えました。

転んだあざとしては不自然だけど、本人が「転んだ」と言っているし・・・。



事例③：職場の同僚である障がい者のCさんは、みんなと同じように休憩時間をもらえていないようなんだけど・・・。

おかしいと思うけど、どうしたらいいかわからない・・・。



①は養護者による障がい者虐待、②は障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、③は使用者による障がい者虐待の疑いがある事例です。

勇気をもって通報してください

障がい者虐待かもという場面に直面したとき、障がい者の親の立場になつて考えてしまつたり、障がい者福祉施設の職員であれば自身も支援の難しさに直面していたりして、通報はできないと思うかもしれません。

しかし、「だから、通報しない」ではなくて、「だからこそ通報して、必要な支援を行うために、関わり始めるきっかけをつくって」ください。

また、障害者虐待防止法では、

障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人（虐待の疑いに気がついた人）は、市町村に速やかに通報する義務がある

と定められており、通報しないという選択はありません。

通報や届出をした人の情報は守られます

障害者虐待防止法では、

通報を受けつけた市町村職員は、

「その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない」

また、施設従事者が通報した場合は、

「通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない」

さらに、労働者が通報した場合は、

「通報又は届出をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない」

とされており、通報又は届出者を保護することが規定されています。

虐待かも！？と思ったら、ためらわずに通報してください。



3 どのような行為が虐待かを知る

障がい者虐待の例には、次のようなものがあります。また、これらの虐待が重複して起こる場合もあります。

●身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。正当な理由なく身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。

- ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・やけど ・打撲させる
- ・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等）



●性的虐待

あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

- ・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のまま放置する。



● 心理的虐待

脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。

- ・「ばか」「あほ」等、障がい者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る
- ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れないと ・子ども扱いする
- ・人格をおとしめるような扱いをする
- ・話しかけているのに意図的に無視する



● 放棄・放置（ネグレクト）

食事や排泄、入浴、洗濯等身辺の世話をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって、障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。

- ・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしてても受診させない
- ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせなかつたり、制限したりする ・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する



● 経済的虐待

本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

- ・養護者又は養護者以外の親族が年金や賃金を渡さない
- ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない



4 虐待のサインに気づく

次の表は、障がい者虐待を早期に発見するためのチェックリストです。これらはあくまで例示なので、完全にあてはまらなくても、類似していれば障がい者虐待の疑いがあります。

●身体的虐待のサイン

- 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- 太ももの内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみずばれがみられる
- 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- 頭、顔等に傷がある
- お尻、手のひら、背中等に火傷や火傷の跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

●性的虐待のサイン

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- 性器の痛み、かゆみを訴える
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわるようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- 性器を自分でよくいじるようになる



●心理的虐待のサイン

- かきむしり、かみつき等、攻撃的な態度がみられる
- 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等がみられる
- 身体を萎縮させる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶ等パニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障がい（過食、拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする

●放棄・放置（ネグレクト）のサイン

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ごみを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- 病気やけがをしてても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- 学校や職場に出てこない
- 支援者に会いたがらない、話したがらない

●経済的虐待のサイン

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- サービスの利用料や生活費の支払いができない
- 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

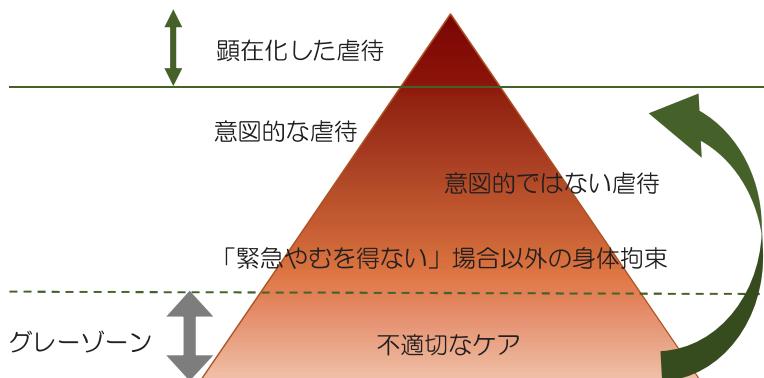
5 障がい者福祉施設等で働かれている方へ

障がい者福祉施設等で働かれている方は、「自分の施設では虐待が発生するはずがない」という視点ではなく、「いつでも虐待が発生する可能性がある」という視点をもつことが重要です。

虐待が発生する視点をもつといっても、施設内で行われているさまざまなケアにおいて、どのようなことを虐待というのか悩むことがあるかもしれません。「これくらいどこでもやっている・・・」と思うことや、「職員みんながやっているから・・・」ということはありませんか？

「虐待」と「虐待にはあたらない行為」は、明確に分けることができません。虐待が顕在化する前段階には、表面化していない虐待や、その周辺の不適切なケア等放置しておけば虐待として顕在化する「グレーゾーン」の行為があります。

虐待と不適切なケア



「不適切なケア」の段階で発見し、「虐待の芽」を摘むことが大切です。

虐待が発生する背景

虐待が発生する背景には、職員個人の知識や、経験不足等に起因する個別的要因と、個人の知識や経験不足を補うための研修体制がなかったり、またケアの質の向上のための組織的な情報共有の場を設定していないかったりすること等に起因する組織的要因があげられます。

個別的要因

虐待や権利擁護に関する知識の不足

障がい特性や対応方法に関する知識や経験の不足



業務の負担から起こるストレス

職場に相談できる人間関係がない

組織的要因

虐待や権利擁護に対する意識の低さ
(虐待に関するマニュアル未整備)

職員が支援等に関する悩みを相談できる体制がない

風通しの悪い職場環境

職員教育のシステムがない

手続きのない安易な身体拘束

障がい者福祉施設等には、虐待を防止するための責務等を負うことが定められています。では、虐待を防止するための策として、どのようなものがあるか、次のページを見てみましょう。

虐待防止のための体制

あなたが働いている障がい者福祉施設等では、虐待防止のための体制が整えられていますか？

実施状況を確認して、できていれば口にチェックしてみましょう。



- 倫理綱領がある。
- 職員の行動規範がある。
- 虐待防止マニュアルがある。
- 施設内に権利侵害防止の掲示物がある。
- 緊急やむを得ない場合の身体拘束等の手続き、方法が定められており、職員に周知されている。
- 設置者・管理者が、都道府県の障がい者虐待防止研修を受け、職員に対して伝達研修が行われている。
- 定期的に、全職員向けの虐待防止研修が行われている。
- 定期的に、適切な支援を行うための知識と技術を獲得するための研修が行われている。
- 各部署に虐待防止マネジャーが決められている。
- 虐待防止委員会がある。

虐待防止のための取組み

あなたが働いている障がい者福祉施設等では、虐待防止のための取組みが行われていますか？

実施状況を確認して、できていれば口にチェックしてみましょう。

- 管理職が日頃から現場を把握し、不適切な対応につながるエピソードがないか、職員の配置は適切か注意を払っている。
- 可能な限り同性介助を徹底している。
- 利用者の金銭及び貴重品を預かっている場合、複数の職員によるチェック体制のもとに管理されている。
- 職員が支援等に関する悩みを相談できる相談体制がある。
- 事故・ヒヤリハット報告書を活用している。
- 自己チェック表を活用している。
- 苦情相談窓口を設置している。
- 福祉サービス第三者評価事業を活用している。
- ボランティアや実習生の受入を積極的に行っている。

未実施のものがある場合や、
実施状況がわからないものがある場合は、
厚生労働省作成の「障害者福祉施設等における
障害者虐待の防止と対応の手引き」を参考に、
職員会議等で話し合ってみてください。



身体拘束について

①身体拘束について

障害者虐待防止法では、正当な理由なく障がい者の身体を拘束することは身体的虐待に該当する行為とされています。

身体拘束の具体例として、次のような行為が該当すると考えられます。

- 車いすやベッドに縛り付ける
- 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける
- 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する など

②やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備および運営に関する基準」等においては、「緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない」とされています。

しかし、やむを得ず身体拘束を行う場合については、「身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 2001年3月）」に基づき、次の要件に沿って検討してください。

やむを得ず身体拘束を行うときの3要件

次の3要件のすべてを満たすことが必要です。

- ①切迫性：利用者本人又はほかの利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

①組織による決定と個別支援計画への記載

支援方針について権限を持つ管理者等の職員が出席した会議等において、組織として決定する必要がある。また、個別支援計画には、身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する。

②本人・家族への説明

本人や家族に、目的、理由、時間、期間等について説明し、同意を得る。

③必要な事項の記録

身体拘束を行ったときは、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載する。

※③が未実施の場合、基本報酬が減算となる。【身体拘束廃止未実施減算】

また、身体拘束等の適正化のための指針を整備すること、研修を実施すること、対策検討委員会を開催しその結果を従業者に周知することも運営上必要です。

③身体拘束としての行動制限について

特に行動障がいのある利用者が他の利用者を叩く、自分自身を叩き続ける等の行為があるときは、やむを得ず居室に隔離する、身体を拘束する等の行動制限を行わざるを得ない場面があると思われます。その場合であっても、行動制限の必要性について慎重に判断し、適切な手続きを踏み、その範囲は最小限にしなければなりません。

しかし、職員の知識や支援技術が十分でない場合、対応方法がわからずに行動制限に頼ってしまい、それが日常化し、いつの間にか身体的虐待を続けている状態に陥りかねません。いわゆる「問題行動」に対処するために行動制限を繰り返した結果、本人の自尊心は傷つき恐怖を感じ、さらに強い「問題行動」につながり、悪循環に陥ることになります。

そのため、職員の知識や支援技術を高め、職員全体で支援の質の向上に取り組む必要があります。

6 参考資料

- 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」
令和5年7月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室
- 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
令和5年7月 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室
- 「身体拘束ゼロへの手引き」2001.3 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について」
平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部要旨

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であることに鑑み、①障害者に対する虐待の禁止、②障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、③障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、④養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるもの）を除く。以下この章において同じ。を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるものとする。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第四章 使用者による障害者虐待の防止等

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ができる。

4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

障がい者虐待の相談窓口

●養護者による障がい者虐待の通報・相談窓口

① 各区役所保健福祉課（平日 9：00～17：30）

区役所	電話番号	区役所	電話番号
北	06-6313-9857	東淀川	06-4809-9857
都島	06-6882-9857	東成	06-6977-9857
福島	06-6464-9857	生野	06-6715-9857
此花	06-6466-9857	旭	06-6957-9857
中央	06-6267-9857	城東	06-6930-9857
西	06-6532-9857	鶴見	06-6915-9857
港	06-6576-9857	阿倍野	06-6622-9857
大正	06-4394-9857	住之江	06-6682-9859
天王寺	06-6774-9857	住吉	06-6694-9859
浪速	06-6647-9859	東住吉	06-4399-9857
西淀川	06-6478-9954	平野	06-4302-9857
淀川	06-6308-9857	西成	06-6659-9857

② 各区障がい者基幹相談支援センター（平日 9：00～17：30）

●障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報・相談窓口

福祉局障がい者施策部運営指導課（平日 9：00～17：30）

電話：06-6241-6527

●使用者による障がい者虐待の通報・相談窓口

福祉局生活福祉部地域福祉課（相談支援グループ）（平日 9：00～17：30）

電話：06-6208-8086

●休日・夜間帯における障がい者虐待の通報・相談窓口

大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン

電話：06-6206-3725



発行：大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ
電話：06-6208-8086

